

ボーリング工事及び潜水調査禁止仮処分命令申立事件 決定書 要旨

➤ 事案の概要

債権者ら（ボーリング調査等に反対する山口県漁業協同組合下関ひびき支店所属の組合員4名）は、前田建設工業が実施しようとした海底ボーリング調査等は債権者らの漁業を営む権利を侵害すると主張して、上記調査（債権者らは工事と主張）の禁止の仮処分命令を申立てた。

➤ 主文

- ・ 本件申立てを却下する。
（「申立てを却下する」とは、裁判所が債権者らによる調査禁止の主張を認めなかったという意味です。）
- ・ 申立費用は債権者らの負担とする。
（今回の裁判にかかった費用は債権者らが支払うという意味です。）

➤ 理由の要旨

1 漁業行使権*に基づく妨害予防（差止）が認められるためには漁業行使権侵害の具体的な恐れが必要であるが、

- ①本件調査によって漁業に支障を生じさせる区域はごくわずかな範囲にとどまる。
- ②調査期間は約2か月の予定であり、長期間とはいえない。
- ③調査実施地点を避けて別の漁場で漁業を行うことも可能である。

従って本件調査（工事）によって生活の糧を失う程の漁業行使権侵害があるとは認められない。

2 ボーリング調査によって将来の漁獲に悪影響を及ぼす高度の蓋然性も認められない。

3 債務者（前田建設）の取得した一般海域内行為許可（ボーリング調査等を行うために必要な行政上の許可）を無効ということはできない。

上記のとおり本件調査により債権者らに著しい損害又は急迫の危険が生じるおそれも認められないので保全の必要性もない。

以上により本件申立ては理由がなく却下する。

★漁業権と漁業行使権

「漁業権」とは、都道府県知事の免許により認められた範囲で水面を利用して特定の漁業を営む権利である。漁業権が、本来は一般公衆が共同使用できる海面に設定された権利であることからすると、漁業権とは海水面を排他的独占的に使用できる権利ではない。

「漁業行使権」とは、漁業権の範囲内において漁業を営む権利である。このため、漁業行使権は漁業権が認められる範囲内で保護されることになる